

## 地域包括支援センター事業運営委託のプロポーザルの実施について（概要）

### 1 事業者の選定

事業者の選定については、市内の地域包括支援センター業務の着実な実施を前提としたうえで、広く公募型で参加事業者を募り、一定の要件を満たした事業者の提案を審査することとする。

### 2 選考の方法

選考方法についてはプロポーザル方式とし、地域包括支援センター業務を効率的で質の高いサービスの提供ができるか、業務の安定性、業務の実効性、業務の管理、適正な職員配置及び見積金額等を基準とする。

なお、3圏域（中部・東部・五日市）の地域包括支援センターのそれぞれに応募させるものとし、1のみ又は複数の圏域を受託することのいずれも可能とする。

提案書のヒアリングに当たっては、担当者にプレゼンテーションをさせ、これを審査することとする。

この選考は、あくまで受託候補者を特定するものであり、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の承認と市議会で予算の議決を得て、受託候補者と随意契約に移行する。

#### ※プロポーザル方式とは

その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、一定の条件を満たす提案者から当該委託等に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、必要に応じて提出された書類をもとにヒアリングやプレゼンテーションを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託等の履行に最も適した受託候補者を特定する方式

### 3 審査組織

この審査に当たっては、その内容が業者指名につながるため、地域包括支援センター業務内容等に関するノウハウを熟知した職員による審査が必要となることから、地域包括支援センター事業運営委託業者審査委員会を組織し、審査に当たる。

審査委員会は、事前に審査の詳細についての調整を行い、提案書の審査及びヒアリングにおける審査を行うものとする。

### 4 地域包括支援センター事業運営委託業務

（1）地域支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号から第5号までに掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業）

#### ア 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業

#### イ 任意事業

認知症サポーター養成講座、介護教室の実施等

（2）指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第18項）

地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の20）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。

## 5 応募要件

老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人であり、介護保険サービスを提供する（福祉用具貸与・販売のみは除く。）事業所を運営していること。

## 6 職種別人員配置

職員の基準	東部地域	中部地域	五日市地域
(1)「保健師その他これに準ずる者」常勤専従	1人	2人	1人
(2)「社会福祉士その他これに準ずる者」常勤専従	1人	2人	1人
(3)「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」常勤専従	1人	2人	1人
(4) (1)～(3)のいずれかで常勤※	2人	0人	2人
(5)「事務職員」	1人	1人	1人
区域内高齢者数(R6. 7. 1)	7,624人	9,687人	7,033人

※ (4)において加配する職種の常勤職員については、常勤換算方法による配置を認める。

※上記のほか、認知症総合支援事業委託及び生活支援体制整備事業委託に係る人員を配置すること。

## 7 事務所の設置場所・設備等

### (1) 設置場所

第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域の東部地域及び中部地域、五日市地域内とし、利用者の利便性を確保すること。

### (2) 設備等

- ア センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。
- イ 高齢者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- ウ 利用者専用の駐車スペース及び駐輪スペースを確保すること。
- エ 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。
- オ 専用のパソコン等を常備し、予防給付に関する保険請求に必要な環境を確保すること。
- カ 訪問等の業務に必要な車両2台以上及び駐車場を確保すること。

## 8 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

## 9 スケジュール（予定）

- 9月下旬 プロポーザル開催通知発送
- 10月下旬 技術提案書提出締め切り
- 11月中旬 プロポーザル及び審査委員会開催、業者特定
- 2月上旬 地域包括支援センター運営協議会にて委託業者承認